

越 資 循 第 1 5 1 号

令和 7 年 (2025 年) 1 2 月 2 3 日

越谷市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 様

越谷市長 福 田



一般廃棄物処理手数料の見直しについて（諮問）

越谷市の一般廃棄物処理手数料に関し、下記事項について諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

- 1) し尿処理手数料の見直しについて
- 2) 粗大ごみ処理手数料の見直しについて
- 3) その他の廃棄物処理手数料の見直しについて

### 2 諮問理由

越谷市の一般廃棄物処理手数料に関しては、「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第 13 条に、「し尿」、「粗大ごみ」、「その他の廃棄物」に対する処理手数料が定められています。

廃棄物行政は、適正な廃棄物の収集運搬及び処理を通じて、市民生活の根幹を支える重要な事業でございます。前回の見直しから 5 年以上が経過し、物価や人件費の高騰に伴い、廃棄物の収集運搬及び処理に係る経費の増加などが課題となっており、一般廃棄物処理手数料の公平性と透明性を確保するとともに、事業に係る受益者負担割合の適正化などの観点から料金の見直しを検討しております。

一般廃棄物処理手数料の見直しについては、市民生活に関わる事項であり、幅広い検討が必要であることから、貴審議会の意見を求めるものです。